

## 建築物移動等円滑化誘導基準適合確認票

不特定かつ多数、又は主として高齢者、身体障害者等が利用する特定施設等

※欄は記載しないでください。

<b>建築主等</b>	社名及び氏名:					
	住 所:					
<b>建築物の概要</b>	地名地番:					
	階 数: 地上 階, 地下 階					
	敷地面積: m <sup>2</sup> 建築面積: m <sup>2</sup> 延べ面積: m <sup>2</sup>					
	主要用途:					
<b>整 備 内 容</b>				<b>チェック</b>	<b>備 考</b>	<b>※判定</b>
<b>1 出入口(主務省令第2条)</b>						
(1)	多数の者が利用する出入口(次の②に規定するもの並びにかご、昇降路、便所及び浴室等に設けられるものを除き、かつ、2以上の出入口を併設する場合には、そのうち1以上のものに限る)は、次に掲げるものとする			-	-	-
	①	幅は90cm以上		適	不適	
	②	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造その他の車いす使用者が容易に開閉し通過できるもの、かつ、その前後に高低差がないもの		適	不適	
(2)	多数の者が利用する直接地上へ通ずる出入口のうち1以上のものは、次に掲げるものとする			-	-	-
	①	幅は120cm以上		適	不適	
	②	戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造とし、かつ、その前後に高低差がないもの		適	不適	
<b>2 廊下等(主務省令第3条)</b>						
(1)	①	幅は180cm以上		有	無 ↓	
	無	50m以内ごとに車いすのすれ違いに支障がない場所を設ける場合にあっては、140cm以上		適	不適	
	②	表面は粗面とし、又は滑りにくい材料		適	不適	
	③	階段又は傾斜路の有無		有 ↓	無 →	
	有	階段又は傾斜路の上端に近接する廊下等の部分に点状ブロック(点状の突起が設けられており、かつ周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの。以下同じ。)の敷設		有	無 ↓	
	無	告示の適用(勾配1/20以下、高さ16cm以下かつ勾配1/12以下、自動車駐車場)		適	不適	第1489号第1
	④	戸を設ける場合には、自動開閉又は容易に開閉でき、かつ、その前後に高低差がないこと。		適	不適	
	⑤	側面に廊下等に向かって開く戸を設ける場合、戸の開閉により通行の安全上支障がない措置		適	不適	
(1)	⑥	不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用する廊下等に突出物の有無		有 ↓	無 →	
	有	視覚障害者の通行の安全上支障がないよう必要な措置		適	不適	
	⑦	高齢者、障害者等の休憩の用に供する設備を適切な位置に設置		有	無	
(2)	(1) ①~④まで告示適用により規定緩和			適	不適	第1488号第1
<b>3 階段(主務省令第4条)</b>						
(1)	①	幅は140cm以上(手すりが設けられている場合は、手すり幅10cmを限度としないものとみなせる)		適	不適	
	②	蹴上げ寸法は16cm以下		適	不適	
	③	踏面寸法は30cm以上		適	不適	
	④	両側に手すりの設置(踊場を除く)		適	不適	
	⑤	表面は粗面とし、又は滑りにくい材料		適	不適	
	⑥	段の容易な識別(踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいもの)		適	不適	
	⑦	つまづきにくい構造(段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造)		適	不適	
	⑤	点状ブロックの敷設(段がある部分の上端に近接する踊場の部分のみ)		有	無 ↓	
	無	告示の適用(自動車駐車場、連続した手すりの設置)		適	不適	第1489号第2
	⑥	主たる階段は回り階段でないこと		適	不適	
	不適 空間確保困難		Yes	No		
<b>4 傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置(主務省令第5条)</b>						
	多数の者が利用する階段には、階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機(2以上の階にわたるときは「6 エレベーター」に定めるものに限る)の設置			有	無 ↓	
	無 階段が車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場等のみに通ずるもの			適	不適	第1488号第2
<b>5 階段に代わり、又はこれに併設する傾斜路(主務省令第6条)</b>						
(1)	①	幅は、階段に代わるものにあつては150cm以上、階段に併設するものにあつては120cm以上		適	不適	
	②	勾配は1/12以下		適	不適	
	③	高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場の設置(高さ75cm以下のものは除く)		適	不適	
	④	高さ16cmを超える傾斜ある部分には、両側に手すりの設置		有	無	

整備内容		チェック	備考	※判定
(1)	⑤ 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料	適 不適		
	⑥ 存在の容易な識別(その前後の廊下等との色の明度、色相又は彩度の差が大きいもの)	適 不適		
	⑦ 点状ブロックの敷設(傾斜がある部分の上端に近接する踊場の部分のみ) 無 告示の適用(勾配1/20以下、高さ16cm以下かつ勾配1/12以下、自動車駐車場、連続した手すりの設置)	有一 無↓ 適 不適		第1489号第3
(2)	(1)①～③まで告示適用により規定緩和 ただし、勾配が1/12を超える傾斜がある部分については、両側に手すりの設置	適 不適		第1488号第3
<b>6 エレベーター(主務省令第7条)</b>				
(1)	多数の者が利用するエレベーター((2)に規定するものを除く)の設置する場合には、①及び②に規定する階に停止するかごを備えたエレベーターを、①に規定する階ごとに1以上設置	有 無		
	① 多数の者が利用する居室、車いす使用者用便房、車いす使用者用駐車施設、車いす使用者用客室又は(12)①に規定する車いす使用者用浴室等がある階	— —		—
	② 直接地上へ通ずる出入口のある階	— —		—
(2)	① かご及び昇降路の出入口の幅は80cm以上	適 不適		
	② かごの奥行きは135cm以上	適 不適		
	③ 乗降ロビーは高低差がなく、幅及び奥行きは150cm以上	適 不適		
	④ かご内に停止する予定の階及びかごの現在位置の表示	適 不適		
	⑤ 乗降ロビーに到着するかごの昇降方向の表示	適 不適		
(3)	(1)の規定に設けられた多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは(2)に定めるもののほか、次に掲げるもの	— —		—
	① かごの幅は140cm以上	適 不適		
	② かごは車いすの転回に支障がないこと	適 不適		
	③ かご内及び乗降ロビーに車いす使用者が利用しやすい位置への制御装置の設置	適 不適		
(4)	不特定かつ多数のものが利用するエレベーターは、(2)①、②、④、(3)①、②の規定に適合	適 不適		
(5)	(1)の規定に設けられた不特定かつ多数の者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、(2)②、④、⑤並びに(3)②、③に定めるもののほか、次に掲げるもの	— —		—
	① かごの幅は、160cm以上	適 不適		
	② かご及び昇降路の出入口の幅は、90cm以上	適 不適		
	③ 乗降ロビーは、高低差なし、及び幅と奥行きはそれぞれ180cm以上	適 不適		
(6)	(1)の規定により設けられた不特定かつ多数の者が利用し、又は主として視覚障害者が利用するエレベーター及びその乗降ロビーは、(3)又は(5)に定めるもののほか、次に掲げるもの (ただし、エレベーター及び乗降ロビーが主として自動車駐車施設のものを除く)	有↓ 無→		第1486号
	① かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置の設置	適 不適		
	② かご内及び乗降ロビーに設ける制御装置(車いす使用者が利用しやすい位置及びその他の位置に制御装置を設置する場合にあっては、当該その他の位置に設けるものに限る)は、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、これらに類するもの	適 不適		第1487号
	③ かご内及び乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置の設置	適 不適		
<b>7 特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機(主務省令第8条)</b>				
a	次の国土交通大臣が定める特殊な構造又は使用形態のエレベーターその他の昇降機の有無			第1485号
	昇降行程が4m以下のエレベーター又は階段の部分、傾斜路の部分その他これらに類する部分に沿って昇降するエレベーターで、定格速度が15m/m以下で、かつ、その床面積が2.25㎡以下	— —		—
	車いすに座ったまま車いす使用者を昇降させる場合に2枚以上の階段を同一の面に保ちながら昇降を行うエスカレーターで、当該運転時に、階段の定格速度を30m/m以下とし、かつ2枚以上の階段を同一の面とした部分の先端に車止めを設けたもの	— —		—
	車いす使用者が円滑に利用することができるものとして以下の基準を満足するもの			第1492号第2
	aのエレベーターにあっては次の基準	— —		—
	H12告示第1413号第1第7号に規定するものとする	適 不適		
かごの幅は70cm以上とし、かつ、奥行きは120cm以上とすること	適 不適			
かごは車いすの転回に支障がないこと	適 不適			
bのエスカレーターにあっては、H12告示第1417号第1ただし書きに規定するものとする	適 不適			
<b>8 便所(主務省令第9条)</b>				
(1)	多数の者が利用する便所は次に掲げるもの	— —		—
	① 車いす使用者用便房及び高齢者、障害者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房の設置(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上)	有 無		
	② 多数の者が利用する便所が設けられている階の車いす使用者の便房の数は、当該階の便房(多数の者が利用するものに限る)の総数が200以下の場合には当該便房に総数に1/50を乗じて得た数以上とし、当該階の便房の総数が200を超える場合は当該便房の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上とする	有 無		

整備内容		チェック		備考	※判定
	③ 車いす使用者用便房及び当該便房が設けられている便所の出入口は次に掲げるもの 幅は80cm以上 戸を設ける場合は、自動開閉又は容易に開閉でき、かつ、その前後に高低差がないこと。	一	一		一
		適	不適		
	④ 多数の者が利用する便所に車いす使用者用便房が設けられておらず、かつ、当該便所に近接する位置に車いす使用者用便房が設けられている便所が設けられていない場合には、当該便所内に腰掛便座及び手すりの設けられた便房を1以上設置	適	不適		
(2) 多数の者が利用する男子用小便器のある便所が設けられている階ごとに、床置き式の小便器(受け口の高さが35cm以下のもの)その他これらに類するものの設置	有	無			
<b>9 ホテル又は旅館の居室(主務省令第10条)</b>					
(1)	客室の総数が200以下の場合には当該客室の総数に1/50を乗じて得た数以上、200を超える場合は当該客室の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上の車いす使用者用客室の設置	有	無		
(2)	車いす使用者用客室は次に掲げるもの	一	一		一
	① 出入口は次に掲げるもの 幅は80cm以上 出入口に戸を設ける場合は、自動開閉又は容易に開閉し通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと	一	一		一
		適	不適		
	② 便所は次に掲げるもの(ただし、当該客室が設けられている階に、不特定かつ多数の者が利用する便所が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)が設けられている場合は適用外)	有	適用外		
	a 便所内に車いす使用者用便房の設置	有	無		
	車いす使用者用便房及び便房が設けられている便所の出入口の構造は、「8 便所」(1)③に	適	不適		
	b 掲げるもの	適	不適		
	③ 浴室等は次に掲げるもの(ただし、当該客室が設けられている建築物に不特定かつ多数の者が利用する浴室等が1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けられている場合は適用外)	有	適用外		
	a 車いす使用者が円滑に利用できる構造	一	一	第1484号	一
	浴槽、シャワー、手摺り等が適切に設置されていること	適	不適		
車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間が確保されていること	適	不適			
b 出入口の幅は80cm以上	適	不適			
出入口に戸を設ける場合は、自動開閉又は容易に開閉し通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと	適	不適			
<b>10 敷地内の通路(主務省令第11条)</b>					
(1)	① 幅は180cm以上(段がある部分及び傾斜路を除く)	適	不適		
	② 表面は粗面とし、又は滑りにくい材料	適	不適		
	戸を設ける場合は、自動開閉又は容易に開閉し通過できる構造とし、かつ、その前後に高低差がないこと	適	不適		
	③	適	不適		
	④ 段の有無	有 ↓	無 →		
	イ 幅は140cm以上(手すりが設けられた場合は、手すり幅が10cmを限度とし、ないものとみなせる)	適	不適		
	ロ けあげは、16cm以下	適	不適		
	ハ 踏面は、30cm以上	適	不適		
	有 ニ 両側に手すりの設置	有	無		
	ホ 段の容易な識別(踏面の端部とその周囲の部分との色の明度、色相又は彩度の差が大きいもの)	適	不適		
	ヘ つまづきにくい構造(段鼻の突き出しその他のつまづきの原因となるものを設けない構造)	適	不適		
	⑤ 段に代わり、又はこれに併設する傾斜路又はエレベーターその他の昇降機の設置	有	無		
	⑥ 傾斜路の有無	有 ↓	無 →		
	イ 幅は、段に代わるものにあつては150cm以上、段に併設するものにあつては120cm	適	不適		
ロ 勾配は1/15以下	適	不適			
有 ハ 高さ75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場の設置(高さ75cm以下、又は勾配1/20以下のものは除く)	適	不適			
ニ 両側に手すりの設置(高さが16cm以下、又は勾配1/20以下の傾斜を除く)	適	不適			
ホ 存在の容易な識別(その前後の通路との色の明度、色相又は彩度の差が大きいこと)	適	不適			
(2) 多数の者が利用する敷地内通路(道等から直接地上へ通ずる出入口までの経路を構成するものに限り)が地形の特殊性により(1)の規定によることが困難である場合、(1)①、③、⑤、⑥イ～ハまでの規定は敷地内通路が設けられた建築物の車寄せから直接地上へ通ずる出入口までの敷地内通路の部分に限り適用	適	不適			
(3) 車いす使用者用駐車施設が設けられていない駐車場、段等のみに通ずる敷地内通路の部分には、(1)①、③、⑤、⑥イ～ハまでの規定は適用しない(この場合においては、勾配1/12を超える傾斜がある部分には両側に手すりを設けなければならない)	適	不適			
<b>11 駐車場(主務省令第12条)</b>					

整備内容		チェック	備考	※判定
	多数の者が利用する駐車場には、全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に1/50を乗じた数、200を超える場合は当該駐車台数に1/100を乗じた数に2を加えた数以上の車いす使用者用駐車施設を設けること	適 不適		
	① 幅は350cm以上	適 不適		
	② 車椅子使用者用駐車施設から利用居室までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設置	適 不適		
<b>12 浴室等(主務省令第13条)</b>				
	多数の者が利用する浴室等を設ける場合は、そのうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)は次に掲げるもの	有 ↓ 無 →		
	① 車いす使用者用浴室等である	適 不適		
	② 出入口は、「9 ホテル又は旅館の居室」(2)③bに掲げるもの	適 不適		
<b>13 標識(主務省令第14条)</b>				
	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の付近には、それぞれの表示する標識を、高齢者、障害者等の見やすい位置への設置	有 無		
	標識に表示すべき内容が容易に識別できるもの(JIS Z 8210に定められているときは、これに適合するもの)	適 無		
<b>13 案内設備(主務省令第15条)</b>				
(1)	案内設備の有無(移動等円滑化経路の措置がとられたエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車施設の配置を表示したもの。ただし、これらの配置を容易に視認できる場合を除く)	有 無		
(2)	移動等円滑化の措置がとられたエレベーターその他昇降機又は便所の配置を、点字、文字等の浮き彫り、音による案内、又はこれらに類するものによる案内設備の有無	有 無	第1483号	
(3)	案内所の設置有無(有る場合は(1)、(2)は適用外)	有 無 ↑		
<b>14 案内設備までの経路(主務省令第16条)</b>				
(1)	道等から「13 案内設備(2)の案内設備又は(3)までの案内所」までの主たる経路は、視覚障害者移動等円滑化経路の設置	有 → 無 ↓		
	道等から案内設備までの経路が自動車駐車場	適 不適	第1489号第4	
	建築物を管理する者等が常時勤務する案内所から直接地上へ通ずる出入口を容易に視認でき、かつ、道等から当該出入口までの経路が次に掲げるもの	適 不適	第1489号第4	
	視覚障害者移動等経路の基準	— —	令第21条2項	—
	① 視覚障害者移動等円滑化経路に、視覚障害者の誘導を行うために、線状ブロック等(床面に敷設されるブロックその他これに類するものであって、線状の突起が設けられており、かつ、周囲の床面との色の明度、色相又は彩度の差が大きいことにより容易に識別できるもの)及び点状ブロック等を適切に組み合わせて敷設し、又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備の設置。(進行方向を変更する必要のない風除室内は除く)	適 不適		
	② 次に掲げる部分に点状ブロック等の敷設	有 → 無 ↓		
	車路に近接する部分	適 不適		
	段がある部分又は傾斜がある部分の上端に近接する部分(ただし、勾配1/20以下の傾斜、高さ16cm以下かつ勾配1/12以下の傾斜、自動車駐車場、段がある部分若しくは傾斜路がある部分と連続して手摺りを設ける踊場等の部分は除く)	適 不適		

### ※増築等に関する適用範囲

- 1 増築又は改築(用途の変更をして特別特定建築物にすることを含む。(以下「増築等」という。))又は建築物の修繕若しくは模様替(建築物特定施設に係るものに限る。以下「修繕等」という。))をする場合は、上表の規定は、次に掲げる建築物の部分に限り適用する。
  - 一 当該増築等又は修繕等に係る部分
  - 二 道等から第一号に掲げる部分までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
  - 三 多数の者が利用する便所のうち1以上のもの
  - 四 第一号に掲げる部分から車いす使用者用便所(第三号に掲げる便所に設けられるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
  - 五 ホテル又は旅館の客室のうち1以上のもの
  - 六 第一号に掲げる部分から第五号に掲げる客室までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
  - 七 多数の者が利用する駐車場のうち1以上のもの
  - 八 車いす使用者用駐車施設(第七号に掲げる駐車場に設けられるものに限る)から第一号に掲げる部分までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路
  - 九 多数の者が利用する浴室等
  - 十 第一号に掲げる部分から車いす使用者用浴室等(第九号に掲げるものに限る。)までの1以上の経路を構成する出入口、廊下等、階段、傾斜路、エレベーターその他の昇降機及び敷地内の通路

整備内容	チェック	備考	※判定
------	------	----	-----

- 2 前項第三号に掲げる建築物の部分について「8 便所」の規定を適用する場合には、  
同規定(1)①中  
「男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所が設けられている階ごとに、当該便所のうち1以上」とあるのは、「男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所」、  
同規定(1)②中  
「便所が設けられている階の」とあるのは、「便所の」、  
「当該階の」とあるのは、「当該便所の」、  
同規定(2)中  
「便所が設けられている階ごとに」とあるのは、「便所を設ける場合には」とする。
- 3 第1項第五号に掲げる建築物の部分について「9 ホテル又は旅館の客室」の規定を適用する場合には、  
同規定中  
「客室の総数が200以下の場合には当該客室の総数に1/50を乗じて得た数以上、200を超える場合は当該客室の総数に1/100を乗じて得た数に2を加えた数以上」とあるのは、「1以上」とする。
- 4 第1項第七号に掲げる建築物の部分について「11 駐車場」の規定を適用する場合には、  
同規定中  
「全駐車台数が200以下の場合には当該駐車台数に1/50を乗じた数、200を超える場合は当該駐車台数に1/100を乗じた数に2を加えた数以上」とあるのは、「1以上」とする。